

2023年5月31日

東北電力ソーラーeチャージ株式会社

「あおぞらチャージサービス約款」の一部変更について

このたび、当社では「あおぞらチャージサービス約款」（以下、「約款」といいます。）について、下記のとおり内容の一部変更をさせていただくことといたしましたので、ご案内申し上げます。

なお、本変更は2023年6月1日（木）より適用開始させていただきます。本変更後の「約款」については、当社ホームページ（<https://tohoku-sec.co.jp/clause/>）において閲覧いただけますので、あわせてご確認ください。

今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

○約款の変更

<新旧対照表（変更箇所抜粋）>

※赤字が変更箇所

変更前	変更後
<p>11 本件発電設備等の設置工事</p> <p>(6)設置工事等に関して第三者に損害が生じた場合、当社がその損害を賠償するものいたします。ただし、お客さまの責に帰すべき事由にもとづく場合は、お客さまが当該損害を賠償するものいたします。お客さまおよび当社のいずれの責に帰すことのできない事由にもとづく場合は、当該費用の負担について当社とお客さまの間で協議を行うものいたします。</p>	<p>11 本件発電設備等の設置工事</p> <p>(6)設置工事等に関して第三者に損害が生じた場合、当社がその損害を賠償するものいたします。ただし、お客さまの責めに帰すべき事由にもとづく場合は、お客さまが当該損害を賠償するものいたします。お客さまおよび当社のいずれの責めに帰すことのできない事由にもとづく場合は、当該費用の負担について当社とお客さまの間で協議を行うものいたします。</p>
<p>12 本件発電設備等の設置工事に係る費用等</p> <p>(1)設置工事等に係る費用等は、当社が負担するものいたします。ただし、本件建物および周辺環境を考慮して当社が円滑かつ安全な施工のために必要であると判断し、当社が定める標準工事（当社が定める標準工事とは、太陽光発電モジュール、モジュール取付架台、太陽光発電用パワーコンディショナー、蓄電池設備、太陽光発電および蓄電池併用パワーコンディショナー（接続箱、蓄電池コンバータ等を含みます。）、ケーブル、リモコン、HEMSコントローラー、通信ユニット（CTセンサー、逆潮流CTセンサー等を含みます。）の搬入据付、配線配管、試運転調整、系統連系、の工事一式をいいます。）を超える費用を要する工事等が発生する場合または設置工事等に係る費用の発生につきお客さまの責に帰すべき事由がある場合は、お客さまが</p>	<p>12 本件発電設備等の設置工事に係る費用等</p> <p>(1)設置工事等に係る費用等は、当社が負担するものいたします。ただし、本件建物および周辺環境を考慮して当社が円滑かつ安全な施工のために必要であると判断し、当社が定める標準工事（当社が定める標準工事とは、太陽光発電モジュール、モジュール取付架台、太陽光発電用パワーコンディショナー、蓄電池設備、太陽光発電および蓄電池併用パワーコンディショナー（接続箱、蓄電池コンバータ等を含みます。）、ケーブル、リモコン、HEMSコントローラー、通信ユニット（CTセンサー、逆潮流CTセンサー等を含みます。）の搬入据付、配線配管、試運転調整、系統連系、の工事一式をいいます。）を超える費用を要する工事等が発生する場合または設置工事等に係る費用の発生につきお客さまの責めに帰すべき事由がある場合は、お客さま</p>

<p>当該費用等（以下「標準外対応費」といいます。）を負担するものとしたします。</p>	<p>が当該費用等（以下「標準外対応費」といいます。）を負担するものとしたします。</p>
<p>15 本件発電設備等の維持管理等</p> <p>(9) 当社の故意または過失により本件建物もしくは本件設置場所を毀損した場合には、当社は、ただちにその旨をお客さまに通知し、すみやかに原状回復に要する費用を支払うか、または自ら修繕しなければならないものとしたします。ただし、お客さまの責に帰すべき事由によって本件建物または本件設置場所が毀損した場合はこの限りではありません。</p> <p>(10) 本件発電設備等の維持管理業務等に関して、設備自体に起因する事由にもとづいて、第三者に損害が発生した場合は、当社が当該損害を賠償するものとしたします。ただし、お客さまの責に帰すべき事由にもとづく場合は、お客さまが当該損害を賠償するものとしたします。なお、お客さまおよび当社のいずれの責に帰すことのできない事由にもとづく場合は、当該費用の負担について当社とお客さまの間で協議を行うものとしたします。</p>	<p>15 本件発電設備等の維持管理等</p> <p>(9) 当社の故意または過失により本件建物もしくは本件設置場所を毀損した場合には、当社は、ただちにその旨をお客さまに通知し、すみやかに原状回復に要する費用を支払うか、または自ら修繕しなければならないものとしたします。ただし、お客さまの責めに帰すべき事由によって本件建物または本件設置場所が毀損した場合はこの限りではありません。</p> <p>(10) 本件発電設備等の維持管理業務等に関して、設備自体に起因する事由にもとづいて、第三者に損害が発生した場合は、当社が当該損害を賠償するものとしたします。ただし、お客さまの責めに帰すべき事由にもとづく場合は、お客さまが当該損害を賠償するものとしたします。なお、お客さまおよび当社のいずれの責めに帰すことのできない事由にもとづく場合は、当該費用の負担について当社とお客さまの間で協議を行うものとしたします。</p>
<p>16 設備の賠償</p> <p>(1) お客さまは、その責に帰すべき事由によって本件発電設備等を滅失または毀損した場合、これにより当社に生じた損害を賠償するものとしたします。</p>	<p>16 設備の賠償</p> <p>(1) お客さまは、その責めに帰すべき事由によって本件発電設備等を滅失または毀損した場合、これにより当社に生じた損害を賠償するものとしたします。</p>
<p>17 本件発電設備等の譲渡および本件設置場所の明渡し</p> <p>(3) 当社の責に帰すべき事由もしくは不可抗力事由により、本契約が終了した場合、当社は、自己の費用において、すみ</p>	<p>17 本件発電設備等の譲渡および本件設置場所の明渡し</p> <p>(3) 当社の責めに帰すべき事由もしくは不可抗力事由により、本契約が終了した場合、当社は、自己の費用において、す</p>

<p>やかに本件設置場所上から本件発電設備等を撤去し、本件設置場所を原状に回復してお客さまに明渡すものいたします。この場合、当社は、当該撤去および原状回復のために必要な範囲内で、本件建物に立入ることができるものいたします。ただし、お客さまおよび当社との協議により合意した場合には、お客さまは、別紙3で定める解約違約金により本件発電設備等を買取ることができるものとし、お客さまは、すみやかに当該代金を当社に支払うものいたします。</p> <p>(4)お客さまの責に帰すべき事由により本契約が中途解約された場合、および、お客さまが31（契約の解除）(1)に該当し本契約が本契約期間中に当社により解除された場合、お客さま（30（契約期間および中途解約）(2)ニにあってはその譲受人をいいます。本項において以下同じです。）は、別紙3に定める解約違約金で、本件発電設備等を買取るものとし、お客さまは、すみやかに当該代金を当社に支払うものいたします。なお、お客さまが当該代金を支払った後、当社は、お客さまに対し、本件発電設備等を現状有姿にて本件発電設備等の所有権を譲渡し、お客さまはこれを譲受けるものいたします。また、お客さまが本件発電設備等の譲受け後に本件発電設備等の撤去を希望される場合、本件発電設備等の撤去については原則としてお客さまご自身の手配および負担によるものいたします。</p>	<p>みやかに本件設置場所上から本件発電設備等を撤去し、本件設置場所を原状に回復してお客さまに明渡すものいたします。この場合、当社は、当該撤去および原状回復のために必要な範囲内で、本件建物に立入ることができるものいたします。ただし、お客さまおよび当社との協議により合意した場合には、お客さまは、別紙3で定める解約違約金により本件発電設備等を買取ることができるものとし、お客さまは、すみやかに当該代金を当社に支払うものいたします。</p> <p>(4)お客さまの責めに帰すべき事由により本契約が中途解約された場合、および、お客さまが31（契約の解除）(1)に該当し本契約が本契約期間中に当社により解除された場合、お客さま（30（契約期間および中途解約）(2)ニにあってはその譲受人をいいます。本項において以下同じです。）は、別紙3に定める解約違約金で、本件発電設備等を買取るものとし、お客さまは、すみやかに当該代金を当社に支払うものいたします。なお、お客さまが当該代金を支払った後、当社は、お客さまに対し、本件発電設備等を現状有姿にて本件発電設備等の所有権を譲渡し、お客さまはこれを譲受けるものいたします。また、お客さまが本件発電設備等の譲受け後に本件発電設備等の撤去を希望される場合、本件発電設備等の撤去については原則としてお客さまご自身の手配および負担によるものいたします。</p>
<p>19 本件供給の制限もしくは中止 (6) 上記(1)から(3)までの規定によって本件供給を制限または中止した場合で</p>	<p>19 本件供給の制限もしくは中止 (6) 上記(1)から(3)までの規定によって本件供給を制限または中止した場合で</p>

<p>も、その制限または中止期間を含め、料金の算定期間を「1か月」として算定した料金を申受けます。</p>	<p>も、その制限または中止期間を含め、料金の算定期間を「1か月」として算定した料金を申受けます。</p>
<p>21 本サービスの料金の算定</p> <p>(2) 料金の適用は、毎月払いの場合、本件供給の開始日から発生し、一括前払いの場合、本件供給を開始する前に当社が指定した日に発生するものといたします。</p> <p>(3) 料金の日割計算は原則として実施しないものといたします。</p> <p>(4) 毎月払いの場合、料金の算定期間は、暦月の起算日（初回については本件供給の開始日とし、翌月以降は毎暦月の応当日とします。以下同じです。）から次の暦月の起算日の前日までの間とし、この算定期間を「1か月」として計算します。</p>	<p>21 本サービスの料金の算定</p> <p>(2) 毎月払いの場合、料金の発生日適用は、毎月払いの場合、原則として、本件供給の開始日の属する月の翌月1日とし、次回以降は毎暦月の応当日から発生し、一括前払いの場合、本件供給を開始する前に当社が指定した日に発生するものといたします。</p> <p>(3) 一括前払いの場合、料金の発生日は、本件供給を開始する前に当社が指定した日料金の日割計算は原則として実施しないものといたします。</p> <p>(4) 料金の日割計算は原則として実施しないものといたします。毎月払いの場合、料金の算定期間は、暦月の起算日（初回については本件供給の開始日とし、翌月以降は毎暦月の応当日とします。以下同じです。）から次の暦月の起算日の前日までの間とし、この算定期間を「1か月」として計算します。</p>
<p>22 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限</p> <p>(1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。</p> <p>イ 毎月払いの場合は、原則として各算定期間の起算日の属する月の翌月の10日に発生いたします。ただし、24（本サービスの料金その他の債務の支払方法）(3)の場合は、各算定期間の終了日の属する月の翌月の10日または各算定期間の終了日の属する月の翌々月の10日に発生する場合があります。</p> <p>(3) 毎月払いの場合、お客さまの料金の</p>	<p>22 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限</p> <p>(1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。</p> <p>イ 毎月払いの場合は、原則として各月における料金の発生日各算定期間の起算日の属する月の翌月の10日に発生いたします。ただし、24（本サービスの料金その他の債務の支払方法）(3)の場合は、各月における料金の発生日各算定期間の終了日の属する月の翌月の10日または各算定期間の終了日の属する月の翌々月の10日に発生する場合があります。</p>

<p>支払期日は、次のイからニの場合を除き、支払義務発生日の翌月の10日といたします。</p>	<p>す。 (3)毎月払いの場合、お客さまの料金の支払期日は、次のイからニの場合を除き、支払義務発生日の翌月の10日といたします。</p>
<p>24 本サービスの料金その他の債務の支払方法</p> <p>(1)料金については、毎月払いの場合は毎月、一括前払いの場合および中途解約時の解約違約金等その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。なお、料金の支払を当社が指定した金融機関等を通じて行う場合は、次の方法（毎月払いの場合は、原則、イの方法でお支払いいただきますが、当社が認めた場合はこの限りではありません。一括前払いの場合は、当社が指定した様式により、当社が指定した金融機関等を通じて払込む方法でお支払いいただきます。）によります。</p> <p>イ お客さまが、クレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申出ていただきます。</p> <p>ロ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振替える場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申出ていただきます。</p> <p>ハ 上記イまたはロの方法で指定した期日までにお支払いいただけなかった料金を、お客さまが、当社が指定した金融機関等を通じて払込む方法により支払われる場合またはクレジットおよび口座引落</p>	<p>24 本サービスの料金その他の債務の支払方法</p> <p>(1)料金については、毎月払いの場合は毎月、一括前払いの場合および中途解約時の解約違約金等その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。なお、料金の支払を当社が指定した金融機関等を通じて行う場合は、次の方法（毎月払いの場合は、原則、イの方法でお支払いいただきますが、当社が認めた場合はこの限りではありません。一括前払いの場合は、当社が指定した様式により、当社が指定した金融機関等を通じて払込む方法でお支払いいただきます。）によります。</p> <p>イ お客さまが、クレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申出ていただきます。</p> <p>ロ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振替える場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申出ていただきます。</p> <p>ハ 上記イまたはロの方法で指定した期日までにお支払いいただけなかった料金を、お客さまが、当社が指定した金融機関等を通じて払込む方法により支払われる場合またはクレジットおよび口座引落</p>

<p>しの開始手続が完了する前に料金をお支払いいただく場合には、当社が指定した様式によるものといたします。なお、当該支払いに伴う手数料はお客様の負担とします。</p>	<p>しの開始手続が完了する前に料金をお支払いいただく場合には、当社が指定した様式によるものといたします。なお、当該支払いに伴う手数料はお客様の負担とします。</p>
<p>26 損害賠償、違約金および債務の履行の免責</p> <p>(2) 債務の履行の免責</p> <p>イ 19（本件供給の制限もしくは中止）</p> <p>(1) または(2)によって当社が本件供給を中止した場合で、それが当社の責に帰すべき事由によるものでないときには、当社はお客様の受けた損害について賠償責任を負いません。</p>	<p>26 損害賠償、違約金および債務の履行の免責</p> <p>(2) 債務の履行の免責</p> <p>イ 19（本件供給の制限もしくは中止）</p> <p>(1) または(2)によって当社が本件供給を中止した場合で、それが当社の責めに帰すべき事由によるものでないときには、当社はお客様の受けた損害について賠償責任を負いません。</p>
<p>29 本契約名義の承継ならびに変更</p> <p>(3) 上記(1)により、本契約名義の変更についてのお申込みがあった場合、当社は新たなお客様について所定の審査のうえ、承諾の可否を決定し、通知するものとし、当社が諾否の決定を通知した日から起算して、翌々月に属する算定期間の終了日または当社が別途指定する日に本契約名義の変更の効力が生じるものとします。</p> <p>(4) 上記(3)により、料金の算定期間中に本契約名義を変更した場合、当該算定期間の料金の支払義務は、譲渡人に発生するものとし、料金の日割計算は原則として実施しないものといたします。</p>	<p>29 本契約名義の承継ならびに変更</p> <p>(3) 上記(1)により、本契約名義の変更についてのお申込みがあった場合、当社は新たなお客様について所定の審査のうえ、承諾の可否を決定し、通知するものとし、当社が諾否の決定を通知した日から起算して、翌々月の末日に属する算定期間の終了日または当社が別途指定する日に本契約名義の変更の効力が生じるものとします。</p> <p>(4) 上記(3)により、料金の算定期間中に本契約名義を変更した場合、変更日から起算した次回当該算定期間の料金の発生日に生じる支払義務は、譲渡人に発生するものとし、料金の日割計算は原則として実施しないものといたします。</p>
<p>30 契約期間および中途解約</p> <p>(3) 前項に定める解約の通知があった場合、当社が当該通知を受領した月から起算して、翌々月に属する算定期間の終了日または当社が別途指定する日に解約の効力が生じるものとします。お客様</p>	<p>30 契約期間および中途解約</p> <p>(3) 前項に定める解約の通知があった場合、当社が当該通知を受領した月から起算して、翌々月の末日に属する算定期間の終了日または当社が別途指定する日に解約の効力が生じるものとします。お客</p>

<p>は、当社の請求に従い、解約違約金を支払うものとします。お客さまが当社に対し解約違約金を支払い、当社が各種手続きを行い、その手続きが完了した時点で、本件発電設備等の所有権は当社からお客さまに移転するものといたします。</p>	<p>さまは、当社の請求に従い、解約違約金を支払うものとします。お客さまが当社に対し解約違約金を支払い、当社が各種手続きを行い、その手続きが完了した時点で、本件発電設備等の所有権は当社からお客さまに移転するものといたします。</p>				
<p>47 信用情報の共有</p> <p>当社は、31（契約の解除）（1）または（2）の規定により本契約が解除された場合には、当該本契約に係る名義、需要場所および料金の支払状況等について、小売電気事業者に提供することがあります。</p>	<p>47 信用情報の共有</p> <p>当社は、31（契約の解除）（1）または（2）の規定により本契約が解除されるるおそれがある場合には、当該本契約に係る名義、需要場所および料金の支払状況等について、小売電気事業者に提供することがあります。</p>				
<p>附 則</p> <p>本約款は、2022年10月1日から実施いたします。</p>	<p>附 則</p> <p>本約款は、20223年 610月1日から実施いたします。</p>				
<p>別紙2 あおぞらチャージサービス料金表</p> <p>【一括前払い】</p> <table border="1" data-bbox="395 1176 627 1422"> <tr> <td>料金 (※4)</td> </tr> <tr> <td>個別設定</td> </tr> </table> <p>※4 料金は税込</p>	料金 (※4)	個別設定	<p>別紙2 あおぞらチャージサービス料金表</p> <p>【一括前払い】</p> <table border="1" data-bbox="965 1176 1197 1422"> <tr> <td>料金 (※4)</td> </tr> <tr> <td>個別設定</td> </tr> </table> <p>※4 料金は税込</p>	料金 (※4)	個別設定
料金 (※4)					
個別設定					
料金 (※4)					
個別設定					
<p>別紙3 解約違約金</p> <p>(1)解約するサービスの契約種別が別紙2に定める「本件発電設備・本件蓄電設備」に該当する場合、解約違約金は下記の計算式により算出します。</p> <p>イ 料金の支払が毎月払いの場合 解約違約金（税込）＝残サービス期間月数×月額料金（税込）</p> <p>残サービス期間月数は、適用期間から供</p>	<p>別紙3 解約違約金</p> <p>(1)解約するサービスの契約種別が別紙2に定める「本件発電設備・本件蓄電設備」に該当する場合、解約違約金は下記の計算式により算出します。</p> <p>イ 料金の支払が毎月払いの場合 解約違約金（税込）＝残サービス期間月数×月額料金（税込）</p> <p>残サービス期間月数＝サービス提供年数</p>				

給開始後経過月数を差引いて算出します。

供給開始後経過月数は、解約月時点での経過月数を、サービス提供開始月を1か月目として起算し算出します。

ロ 料金の支払が一括前払いの場合
解約違約金は、本申込までにあらかじめ通知いたします。

(2) 解約するサービスの契約種別が別紙2に定める「本件発電設備」に該当する場合、前項の定めによらず、解約違約金は下記の計算式により算出します。

イ 料金の支払が毎月払いの場合
解約違約金（税込）＝残サービス期間月数×太陽光発電設備出力×解約清算係数

残サービス期間月数は、適用期間から供給開始後経過月数を差引いて算出します。

太陽光発電設備出力は、本申込の際に書面に記入した内容といたします。ただし、単位はキロワットとし、小数点以下第2位を四捨五入した値を使用します。解約清算係数は、本申込までにあらかじめ通知いたします。

ロ 料金の支払が一括前払いの場合
解約違約金は、本申込までにあらかじめ通知いたします。

~~×12－料金適用開始後経過月数は、適用期間から供給開始後経過月数を差引いて算出します。~~

料金適用供給開始後経過月数は、解約月時点での経過月数を、料金の発生日の属するサービス提供開始月を1か月目として起算し算出します。

ロ 料金の支払が一括前払いの場合
解約違約金は、本申込までにあらかじめ通知いたします。

(2) 解約するサービスの契約種別が別紙2に定める「本件発電設備」に該当する場合、前項の定めによらず、解約違約金は下記の計算式により算出します。

イ 料金の支払が毎月払いの場合
解約違約金（税込）＝残サービス期間月数×太陽光発電設備出力×解約清算係数

残サービス期間月数＝サービス提供年数×12－~~料金適用開始後経過月数は、適用期間から供給開始後経過月数を差引いて算出します。~~

料金適用開始後経過月数は、解約月時点での経過月数を、料金の発生日の属する月を1か月目として起算し算出します。

太陽光発電設備出力は、本申込の際に書面に記入した内容といたします。ただし、単位はキロワットとし、小数点以下第2位を四捨五入した値を使用します。解約清算係数は、本申込までにあらかじめ

	<p>め通知いたします。</p> <p>ロ 料金の支払が一括前払いの場合 解約違約金は、本申込までにあらかじめ 通知いたします。</p>
--	--